

# 官報

昭和五十九年二月二十四日

## ○第百一回 衆議院會議録 第七号

昭和五十九年二月二十四日(金曜日)

午後二時 本会議

### ○本日の會議に付した案件

人事官任命につき同意を求めるの件  
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)、  
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後三時四十三分開議

○議長(福永健司君) これより會議を開きます。

人事官任命につき同意を求めるの件  
○議長(福永健司君) お諮りいたします。

内閣から、人事官に内海倫君を任命したいので、本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福永健司君) 起立多数。よって、同意を与えるに決しました。

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)、租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(福永健司君) この際、内閣提出、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び所得税法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。大蔵大臣竹下登君。

〔國務大臣竹下登君登壇〕

○國務大臣(竹下登君) ただいま議題となりました法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び所得税法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、法人税法の一部を改正する法律案につき

まして御説明申し上げます。

法人税につきましては、現下の財政事情等に顧み、延納制度を廃止するほか、課税の公平を一層推進する等のため、所要の措置を講ずることとしたしております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

租税特別措置法につきましては、現下の厳しい財政事情に顧み、臨時措置として法人税の税率の引き上げ等を行うとともに、租税特別措置の整理合理化を進めるほか、所要の措置を講ずることとしたしております。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、法人税の税率を、二年間の臨時措置として、一・三%引き上げることとしたしております。ただし、中小法人等に対する軽減税率につきましては、一%引き上げることとしたしております。

第二に、法人税の欠損金の繰り戻しによる還付制度につきまして、二年間、原則としてその適用を停止することとしたしております。

第三に、エネルギーの効率的利用、中小企業の事業の高度化に資する設備等につきまして、所要の投資促進措置を講ずることとしたしております。

第四に、土地住宅税制につきましては、一定の要件に該当する民間の再開発事業に係る買いかえの特例、二年間限りの措置として住宅取得資金に係る贈与税の特例を設ける等の措置を講ずることとしたしております。

第五に、企業関係の租税特別措置等につきましては、所要の整理合理化を行うこととしたしております。

その他、普通乗用自動車等に対する物品税の軽減税率を〇・五%引き上げるほか、所要の措置を講ずることとしたしております。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

所得税につきましては、最近における所得税負担の状況等にかんがみ、その負担の軽減を図るため、初年度八千七百億円に上る所得税減税を実施

するとともに、課税の公平を一層推進するための措置を講ずることとしたしております。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、所得税減税につきましては、基礎控除等の人的控除をそれぞれ現行の二十九万円から三十三万円に引き上げるほか、給与所得控除につき所要の拡充を図ることとしたしております。これらの改正により、給与所得者の課税最低限は、夫婦と子供二人の四人世帯の場合で二百三十五万七千円となります。

第二に、所得税の税率につきましては、その累進構造を全体として若干な低率のものとするにといたしております。

第三に、配偶者控除等の適用要件である給与所得等の所得限度額を現行の二十九万円から三十三万円に引き上げるほか、所要の措置を講ずることとしたしております。

第四に、課税の公平を一層推進するため、事業所得等を有する者の帳簿書類の備えつけ制度及び総収入金額報告書の提出制度を設ける等の措置を講ずることとしたしております。

第五に、災害被害者の負担を軽減するため、所得税の減免を受けることができる災害被害者の所得限度額等を五割引き上げることとしたしております。

以上、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)、租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(福永健司君) ただいまの趣旨の説明に対し質疑の通告があります。順次これを許します。上田卓三君。

〔上田卓三君登壇〕

○上田卓三君 私は、日本社会党・護憲共同を代

昭和五十九年二月二十四日 衆議院會議録第七号

法人税法の一部を改正する法律案外二案の趣旨説明に対する上田卓三君の質疑

一六八

表して、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案並びに法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに関係大臣に質疑を行うものであります。

昨年十二月の総選挙で、自民党は文字どおり過半数割れの大敗北でした。この選挙の結果は、田中首相と言われ軍事優先のタカ派体質をむき出しに、国民にはNHKのおしんではないが、我慢せよ、辛抱せよと押しつけ、その都度口先だけでごまかそうとする総理の政治姿勢に対する国民のけじめだったものであります。総選挙を通じて総理と自民党に厳しい批判を加えた民意は一体どこにあったとお考えなのか、総理の基本的な政治姿勢を問いたかったのであります。(拍手)

今日、国民は景気回復と生活向上を心から求めております。にもかかわらず、五十九年度政府予算案は超緊縮で、いわゆる減量経営を国家財政にそのまま持ち込んだ、国民生活犠牲の臨調、行革路線そのものであります。

政治の第一の目標は、国民生活を豊かにし向上させることです。三年連続のマイナスシーリングで徹底的に歳出を切り詰め、公共投資の伸びをゼロに抑え、人事院勧告を凍結し、仲裁裁定を値切り、できもしない財政再建にしがみつき、不況を長期化させ、国民に我慢の生活を押しつける、そういう政治ほど国民の願いを踏みにじるものはありません。総理並びに経済閣僚は、政治の目標は一体どこにあるとお考えなのでしょうか。

一昨日の大蔵委員会において大蔵大臣は、景気浮揚と言った場合、三割台をそここの成長率でもよいと発言しました。ところが河本経企庁長官は、ある雑誌の中で、アメリカが五、六%成長をできるならば、今の日本はそれよりも高い成長力があると言へば、景気回復へ少なくとも四割四程度の大増収所得税減税を提唱しております。日本経済の潜在成長力をどう見るか、関係大臣の率直、明快な答弁を求めるものであります。

三割程度でもよいとするいわゆる安定成長論は、勤勉で活気に富んだ日本の勤労者と企業の潜在力を全く信用せず、これを抑えつける暴論である

ります。おしんも決して我慢に徹したわけではありませぬ。最初の奉公先を飛び出し、佐賀から脱出したように、理不尽な忍従はせずに、時には怒りを爆発させ、たなかの二つも切ったのであります。

今日、国民は内需拡大を中心に景気回復を心から求めております。内需拡大は、言うまでもなく、大幅な所得税減税と賃金引き上げ、さらに中小零細企業の振興と公共事業の拡大によって可能になるものであります。そのことが、世界経済の活性化に寄与する道なのであります。酒税、物品税、自動車税等の引き上げは、ビールと酒、ビデオディスクからオーディオデッキ、マイカーに至る広範な生活必需品に対する大増税であり、内需拡大に何一つ役立たないものであります。国民生活の向上という政治の大目標を守りつつ財政再建を進めるために、今こそ思い切った大増収再建の転じをすべきだと考えますが、総理並びに各大臣の御所見を伺いたいののであります。

今回提出されている政府の減税案は、景気回復に何一つ役立たないものでございませぬ。(発言する者あり) やかましい。――五十八年度一千五百億、五十九年度一兆円というその額は、昨年の景気浮揚に役立つ相当規模の減税実施という与野党合意に背くだけでなく、七年間課税最低限が据え置かれてきたことによつて生じた実質大増税の埋め合わせにもなっていないのであります。しかも、減税の財源を法人税や物品税などの増税で賄うとすれば、これはもうペテンと言っても過言ではありません。今回の減税が景気回復に役立つかどうか、大蔵大臣、通産大臣、経済企画庁長官の率直なる答弁を求めます。

しかも、所得税の最低税率引き上げと最高税率引き下げは、まさしく高所得者優遇の減税案であります。利子配当所得の分離課税の恩恵によつて、高所得者の実効税率が実際には四〇%程度の低い水準にあることは周知の事実であり、今回の最高税率引き下げはこの不公平をますます拡大するものであります。

さらに、所得税の税率の刻みは贈与税、相続税の税率と連動しており、この点からも高所得者の

への二重、三重の優遇減税であります。我が党は、このような減税に名をかりた大企業、大資産家優遇の不公平拡大に断固反対するものであります。

投資減税の規模も、今回一千億程度ではスズメの涙ほどであり、しかも中小企業向けの投資減税額はわずかに二百億程度です。単位が一つ間違っていると一言で過言ではありませぬ。中小企業の振興、景気回復という意味で、所得税減税とあわせて大型の投資減税を行う必要があると考えますが、関係大臣の御意見を伺いたいと思ひます。

政府は、従来、減税のために臨時的な財源は使わないと主張してきました。ところが、減税財源としての法人税の引き上げは、財界の圧力に屈して、二年の時限立法にすぎないのであります。また、二年たった時点で、それ以後四千六百億円の穴埋めはどうするつもりなのか、明確な回答を求めるものであります。(拍手)

今日ほど、国民の税に対する関心が高まっているときはありません。「不公平税制を正せ」は、今や天の声、地の声、国民の声であります。不公平税制とは、租税特別措置法、法人税法、所得税法の中に組み込まれた制度上、税制上の大企業、大資産家優遇措置なのであります。例えば、全従業員が退職した場合は退職金引当金の四〇%の積み立てが認められている退職金引当金の残高は、八二年で資本金十億円以上の大企業では四兆九千億円を超え、使用実績が二割にも満たないものが数多くあります。

ところが政府は、こうした不公平税制の是正には指一本触れずに、税に対する国民の関心を意識的にトローサンビン、クロヨンといった業種、職種による、いわゆる税捕提率の違いに向けさせています。この問題を不公平税制の典型であるかのように宣伝し、公務員と民間労働者の分裂を図り、中小零細企業、農漁民、医師、サラリーマンの反目と反発をおこり立てることは根本的に間違っております。

勤労国民の各階層の中に分裂のくさびを打ち込み、ねたみと反発、足引っ張りをおこり立てるこ

とは、権力者の国民分裂支配以外の何物でもありません。不公平税制を温存し、勤労者、中小零細企業への過酷な中曽根内閣の徴税攻勢は、まさに強きを助け弱きをくじく弱い者いじめの税制なのであります。大企業、大資産家優遇の不公平税制の改革は焦眉の急であります。総理以下の明確な答弁を求めるものであります。

さて、昨日の日本経済新聞は、国税庁がこのほど各税務署に配った内部資料の中に、セールスマンに化けて下見をしたり、予告なしに調査を行う大阪北税務署職員の活躍ぶりが載せられていると報道いたしました。このようなやり方は、納税者の自主申告権を完全に否定し、納税者を頭から脱税容疑者扱いする悪質きわまる人権侵害、憲法違反であります。納税は、兵役、教育と並んだ戦前の軍国主義日本の三大義務でありました。戦後の民主憲法のもとで、教育と納税は国民の権利に変わりました。納税者が自分の所得を自分で計算し、その上で税額を決め、これを自主的に申告する権利は、納税者の憲法上保障された権利であつて、税務行政の目的はこの自主申告権の擁護にあるはずであります。このように見ると、勤労者、サラリーマンの源泉徴収制度は、自主申告権を奪う憲法違反の制度なのであります。

今回の法改正案による記帳義務化や、推計課税の要件緩和や、最近の税務署の中小零細業者や農漁民に対する税務調査の強化は、納税者の権利としての自主申告制度を否定する重大な憲法違反であります。総理初め関係大臣の真剣な答弁を求めるものであります。

大蔵省の「財政の中期展望」によれば、六十五年度赤字国債発行ゼロの目標に政府が固執する限り、七年連続歳出の伸び率をゼロに抑えるか大幅増税を行うかが避けられない状況となっております。

我が党は、より大衆課税としての性格が強く低所得者層に負担の重い大型間接税の導入に断固反対であります。昨日の参議院予算委員会でも、大蔵大臣は、依然として大型間接税の導入に未練がましい姿勢をとり続けています。総理の座をうかがう大蔵大臣が、一億一千万国民が拒否する大増税

を

を

の旗振りを一日も早くやめることを切に求めるものであります。(拍手)

もはや、六十五年赤字国債脱却という目標設定そのものに無理があることは明らかであります。過去に、政府は、五十九年度赤字国債ゼロというでもしない目標を掲げて自爆いたしました。できない目標を振りかざすことは、政治への不信と経済の先行きに対する不安を拡大するだけでありました。財政再建との関係を明白にした上で、国債の発行も一定の条件下で認めるという野党の現実的な対応を踏まえて、実現可能な長期的目標を設定し、日本経済の発展と財政再建の展望を政府は示す義務があると考えますが、総理並びに閣僚大臣の所見を求めるものであります。

レーガン・中曽根コンビの核戦争・軍拡路線に対して、我が党は、軍縮・非武装を目指しつつ、当面、非核三原則、GNP一％、武器輸出禁止を歯どめにするために闘ってまいりました。GNP一％は歴代内閣の公約なのであります。今や、軍事費大膨張でこの公約すら踏みこじろうとしているのであります。

防衛費はGNPの〇・九一％であり、GNP一％との差はわずかに二百五十四億円で、二・九％の公務員の人事院勧告があれば一％を突破するのであります。既に、今国会の予算委員会の審議を通じて、人事院総裁は五十八年度の積み残し分四％を認めており、今年の人事院勧告は、その上に五十九年度分を何％か乗せるものであります。人事院勧告を待たずとも、現時点で政府は、一％枠について明確な態度表明が求められるのであります。

総理は、この点につき、今国会で二つの約束を同時にしております。一つは、我が党田邊書記長に対する一％枠を守るという発言であり、いま一つは、二十二日産業労働懇話会の席上での、人事院勧告の完全実施をこしは最大限努力するという発言であります。一体、いかなる方法で一％枠を守るのでありましょうか。唯一の解決策は、大蔵省内部でゼロ査定された一機二百五十億円のP3C八機と一機百億円のF15十七機、ざっと二千億円の正面装備だけでも削減することであると考

えますが、いかがでありましょうか。総理の所見を伺うものであります。

以上、今回提案されました法案にかかわる質問をいたしました。その全般にわたり、誠意ある御答弁を期待いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

〔内閣総理大臣中曽根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曽根康弘君) 上田議員にお答えをいたします。

まず、前回の選挙に関する御質問がございました。前回の選挙の結果は私の不徳のいたすところでございまして、まことに恐縮に存じておる次第でございまして、特に政治倫理の問題につきまして、国民の皆様方の御理解を十分に得ることができなかったことはまことに残念で、申しわけなく思ふ次第であります。

次に、防衛費GNP一％の問題と人事院勧告の関係について御質問がございました。

昭和五十九年人事院勧告の取り扱いにつきましては、勧告が出されましたその段階で、人事院勧告制度尊重の基本姿勢に立つて、国政全般との関連において勧告の実施に向けて努力をいたす所存でございまして。

なお、GNPとの関係におきましては、GNPは、これからの経済成長率とかあるいはさらに為替の状態であるとかあるいは今後出る勧告の内容であるとか、そういうものによりまして極めて変動的要因が多い状態でございます。今これを破るといふようなことを予断することはできないのでございまして。私は、防衛費GNP一％問題につきましては、前に御答弁申し上げましたように、昭和五十一年三木内閣が決定したこの方針を守つてまいりますと申し上げましたが、そのとおり実行してまいりますつもりであります。

次に、ダイナミックな経済運営をやつて国民生活の向上を図れという御質問でございます。

最近の我が国の経済情勢を見ますと、景気は緩やかながら着実に拡大をいたしております。政府としては、国民生活の向上を図る観点からも、今後とも適切かつ機動的な経済運営に努め、

物価の安定基調を維持し、国内民間需要を中心とする景気の持続的拡大を図り、内需中心の経済成長の達成を図つてまいらる考でおります。

次に、景気浮揚は一体何％ぐらいの成長を考えているかという御質問でございますが、ことしの経済は大体四・一％を目標にGNPを考へておりまして、このために減税等も行いまして、さらに民間活力の活用という面におきましても特段の政策を実行したいと思つております。

次に、財政再建に関して御質問がございました。

政府といたしましては、今後民間需要を中心とした景気の拡大を図り、かつ適切な、機動的な経済運営を図つてまいらるつもりでございます。中期的にも「展望と指針」で想定されます適度な成長の実現に努めてまいらる所存でございます。

大型間接税について御質問がございましたが、これは前から申し上げましたように、大型間接税を実施する考えはございません。

六十五年度を目途に赤字国債を脱却することは増税なしには無理ではないか、そういうようなお説でございますが、我が国の財政事情は、中期的にも極めて厳しい状況に置かれておりますことはお説のとおりでございます。しかし、六十五年度までに特別公債依存体質から脱却するという努力目標は、あくまでこれを貫いてまいらる決意でございます。これは、物価の安定とかあるいは今後の経済政策とかあるいは歳入歳入構造の見直しとか、あらゆるものを組み合わせて努力してまいらるつもりであります。

次に、税の捕捉率のトリコーサンについて御質問がございました。

所得の捕捉につきましては、昔間言われているほどの格差はないと認識しております。しかし、業種、業態等により所得の把握に難易があることも事実でございますので、税務調査の充実等各般の対策を推進すべく一層努力してまいります。

租税特別措置につきましては、連年にわたりまして整理合理化を行つてまいりますが、今後とも、社会経済情勢の変化に対応して必要な見直しを断行してまいらるつもりであります。

記帳の義務化の問題は自主申告の精神に反しないかという御質問でございますが、申告納税制度は自主申告、自主納付を内容としておりまして、記録及び記帳に基づく申告は、申告納税制度に内在する納税者の責務であると考えております。今回の記帳義務制度の導入は、この納税者の責務を明確化するものであり、自主申告の精神を踏みにじるものではございません。なお、記帳義務者の範囲を所得三百万円超の者に限る等納税者の実態にも十分配慮したところでございまして。

残余の御答弁は、関係大臣から御答弁申し上げます。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇〕

○国務大臣(竹下登君) 私に対する御質問にお答えいたします。

まず、私が三％台成長という言葉を使つておるといふ御指摘でございますが、今動いております五十八年度のいわゆる実質成長率の見込みが三・四％でございますので、それをより確実にすべきであるという景気論争の際使つた言葉でございます。

それから次の問題につきましては、景気浮揚効果があるか、こういうことでございまして、確かに、御指摘のように法人税、酒税、物品税等必要やむを得ない措置であるという御理解をいただくことによりまして、これは経済に好ましい影響を及ぼすものであるというふうに理解をいたしております。

それから、課税最低税率と最高税率の問題についての御指摘がございました。

いつでも申し上げますように、この点につきましては税制調査会の中期答申においても指摘されておられるところでございまして、そうした答申の考え方に沿つて行ったものであることを御理解をいただきたいと思います。

利子配当の総合課税問題につきましては、「今後なお時間をかけて検討を進めることが適当である。」とされておるわけでございまして、今、八月ごろをめどとして税制調査会で鋭意検討を進められておるところでございます。

その次が、いわゆる酒税、物品税等あるいは減

昭和五十九年二月二十四日 衆議院會議録第七号

法人税法の一部を改正する法律案外二案の趣旨説明に対する上田卓三君の質疑

一七〇

税の財源すべてについての御意見を交えた御質問でございます。

この点につきましては、上田議員の御意見を一つ一つ拝聴させていただきます。今度の増税は、一方で大幅な所得税減税を行うということで、まさにこれ以上財政事情を悪化させないという、必要やむを得ざる措置であるという御理解を賜りたい、このように考えます。したがって、酒税、物品税等の増税が消費に及ぼす影響というものはおのずから限られたものであると考えますときに、全体として経済にプラスの影響を持つことを私どもも期待をいたしておりますのであります。

それから、次の問題が法人税の問題でございます。

この問題についても御意見を交えての御質問でございます。税調客中等で若干の負担増の余裕があるという趣旨の御指摘をなされております。したがって、若干の負担増をお願いすることとしたものでございますけれども、実効税率が最高の水準に達するというところからいたしまして、今後の財政事情等の推移のほか経済動向を見定めるといふ観点から二年、こういうことの臨時措置といたした次第でございます。二年後の期限到来時には、いわゆる経済動向や財政事情を考慮して税制全体の見直しの中で検討していくべき問題であるというふうな理解をいたしております。

それから次に、いわゆる憲法あるいは人権問題等について御意見をお交えになりましての御指摘でございます。

税務行政を執行するに当たりましては、税法に基づいて正しくその権限を行使して、決して行き過ぎとなることのないように特に配慮して、今後とも戒心をしていくべき課題であるというふうに思っています。お尋ねのような資料そのものは税務当局限りの内部資料でございますので、その提出は差し控えていただきたい、このように考えております。

にしようとするものでございますから、基本的な権の侵害というふうな御指摘には当たらないものであらうというふうに考えております。

それから、私が大型間接税におおすような、私は税制調査会の答申を正直に朗読いたしまして答弁にかえたというところでございまして、それから次の問題は、いわゆる投資減税に対する投資効果の問題でございます。

この問題につきましては、今日のいろいろな事情を考えますと、まさにこれは精いっぱいこの措置であるというふうに御理解をいただきたいと思います。

以上をもってお答えを終わります。(拍手)

○国務大臣(河本敏夫君) 私に対する御質問は、我が国の経済の潜在成長力をどう見るかということとでありまして、これはまだ確立された計算の方法がございせんので、具体的な数字で測定したことはございせん。ただ、欧米先進諸国と経済の基礎的な条件数項目を比べてみますと、いずれも我が国の方が相当良好であります。したがって、欧米先進工業国よりも我が国の潜在成長力の方が相当高い、このように私どもは判断をいたしております。

御参考までに申し上げますと、昨年の一九八〇年代経済社会の展望と指針がございまして、これでは八年間、四割成長をする、こういうことが書かれております。この意味するところは、経済の条件がよろしいときには四割以上の成長をいたします、経済の条件が悪いときには四割以下になります、その平均がほぼ四割でありまして、こういう意味である、このように理解をいたしております。

幸いに本年度の我が国の経済は、第二次石油危機からようやく立ち直りまして、五年ぶりに明るい展望が開かれようとしております。世界経済の情勢もい方向に向かっておりますので、こういうときには、経済政策の進め方いかんによりまして、私は、四割以上の成長も可能になるのではなからうか、このように考えております。

そこで、これからどうといたします政策は、

まず、物価の安定を図りまして、経済の機動的な運営をしていく、これは先ほど総理もお述べになりました。

それからなお、自由貿易体制を堅持することが必要でございますので、対外経済摩擦を早急に解決する、そういう方針のもとに五十九年度の経済運営を進めてまいりたい、このように考えております。(拍手)

○国務大臣(小此木彦三郎君) お答え申し上げます。

先ほどの総理及び関係閣僚が御答弁申し上げましたことと一部重複する部分もございまして、御了承願います。

まず、今こそダイナミックな経済運営をやって国民生活を向上させるチャンスと思うが、通産大臣の見解いかんということとございまして、最近の我が国の経済情勢を見ますと、景気は緩やかながら着実に拡大いたしておりますのでございまして。通産省といたしましては、国民生活の向上を図る観点からも、今後とも適切かつ機動的な経済運営に努め、物価の安定基調を維持し、内需を中心とする景気の持続的拡大を図っていくことが必要と考えております。

さらに、二番目の質問は、景気浮揚に役立つ規模の減税を行うという景気浮揚とは何ぞぐらいの成長を考えているかということとございまして、景気浮揚に役立つ相当規模の減税という趣旨は、従来の戻し税のようなものではなく、大規模かつ本格的な減税を実施するといふものと理解をいたしております。

今回の減税措置は、昭和四十九年のいわゆる二兆円減税に次ぐ大規模なものであり、こうした措置によって現在の緩やかな景気回復がより確実になるものと期待をいたしております。

また、我が国の潜在成長力をどのぐらいた見ているか、潜在成長力を引き出す経済運営はどのようなかものであるかということとございまして、潜在成長力は、我が国の置かれた条件に応じて中長期的にどの程度の経済成長が可能であるかを示すものであると理解をいたしております。

しかしながら、測定技術の問題もあり、現在の潜在成長力が具体的にどの程度であるかについての確かな数字をお示しすることは困難でございます。

通産省といたしましては、我が国の依然として高い貯蓄率、エレクトロニクス等の最近の技術革新の急速な進展、良質な労働力の供給、経済社会の柔軟な適応力等を考慮すれば、引き続き先進国の中で良好な状態を維持するための条件を備えているものと認識をいたしております。

現在、世界経済も我が国経済も回復基調にございまして、適切かつ機動的な経済運営によりまして、内需を中心として我が国が有する潜在成長力を十分に引き出していくことが重要であると存じます。

さらに、今回の投資減税実施による投資誘発効果はどのくらいあるかと考えているかというものの御質問でございます。

投資減税の投資誘発効果につきましては、計量的に正確に把握することは困難でございますが、一定の仮定のもとに試算いたしますれば、昭和五十九年度において、エネルギー利用効率化等投資促進税制、中小企業新技術投資促進税制の両方を合わせて約四千五百億円の投資増が見込まれ、この結果、名目GNPは少なくとも〇・一％強押し上げられるものと考えられるのでございまして。

次に、景気が本格的に回復している時期に間接税増税を行うことは景気にも水を差す結果にならないかということとございまして、通産省といたしましては、所得税減税に加え投資減税等の実施により、我が国経済の抱える構造的課題の解決を促進するとともに、民間活力の発揮を通じ内需中心の健全かつ安定的な経済成長の実現を期待しております。

さらに、四、五千億円ぐらいの投資減税を実施しない税制設計の目的が達成できないではないか、通産大臣の見解いかんということとございまして、五十九年度税制改正における投資減税は、内需中心の健全かつ安定的な経済成長を実現するとともに、エネルギー制約や中小企業における技

術革新の立ちおくれ等の構造的解決の促進するものとして、これは現下の厳しい財政事情のもとで我が国経済の抱える重要な課題の解決に資する措置であり、今後の日本経済の活性化に寄与するものと期待いたしております。

最後に、税の捕提率についての御質問でございますけれども、税の捕提率の問題につきましては、これは税務当局の所管でございますので、答弁は差し控えたいと存じます。

以上でございます。(拍手)

○議長(橋本健司君) 宮地正介君。

〔宮地正介君登壇〕

○宮地正介君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案のいわゆる直税三法につきまして、総理並びに閣僚大臣に若干の質問を行うものであります。

〔議長退席、副議長着席〕

中曽根総理、あなたは、さきの施政方針演説の中で、国民が安心して日々の生活が送れるよう心骨を砕き、安定と信頼の政治実現に全精力を傾けていくと述べられました。私も、政治家として全く同感であります。願わくは、この言葉が単なる美辞麗句に終わることなく、二十一世紀に向けての福祉国家日本の構築の一つの原点になることを期待するものであります。

私は、今日ほど政治に真心と誠実さが求められているときはないと痛感しております。しかしながら、中曽根総理、あなたの言々句々は確かに歯切れよく、国民には一見格好よく見えるのであります。けれども、これまでの行動を見る限りでは、真心や誠実さを余り感ずることができないのは私一人だけではないと思うのであります。それは何ゆえでありますか。余りにも言うこととやることの間に違いがあり過ぎるからではないでしょうか。かえって国民の政治に対する信頼を失っていると言ってしまう過言ではありません。

その端的な例が、国民的要求のあった減税問題

の対応であります。国民は、景気浮揚に役立つ相当な大幅減税とは、常識からして所得税減税一兆円だと思っております。それも、昭和五十八年十二月までに年内実施を期待していたのであります。ところが、総理の公約とは裏腹に、所得税減税の昭和五十八年度内減税は、わずか千五百億円のミニ減税になってしまったのであります。理由のいかんを問わねば、このことは総理の国民の期待に対する裏切り行為であり、中曽根総理、あなた自身の政治姿勢に対する国民のいら立ちと不信を助長したことだけは間違いない事実であります。

その上、来年度予算編成における税制改正では、法人税、酒税、物品税、石油税などの増税ラッシュを盛り込んでおきながら、こそくにも税収増加という言葉を掛けるなどというところは、全くもって国民を愚弄するものであります。はつきりと増税と言ふべきではありませんか。さらに、減税を逆手にとりて見返り増税を国民に押しつけていることは、断じて容認できるものではないと見做して、精いっぱい所得税減税八千七百億円、住民税減税三千億、合せて一兆一千八百億円の減税をやりますと言ふても、国民は納得するものではありません。国民は、政治への怒りと不信を募らせているのであります。

まず、これらの政治の基本姿勢について、総理はどのように責任を感じておられるのか、御所見を伺うものであります。

次に、具体的問題について質問をしてみたいです。その第一は、大型間接税導入の問題であります。

総理は、衆議院本会議におきまして、先ほども再三大型間接税は考えていないと答弁を繰り返しておられます。また、昨日の参議院予算委員会におきましては、中曽根内閣の在任中は大型間接税を避けたいと言明したようでありました。ところが、衆議院予算委員会の審議を見ておきますと、当面は「増税なき財政再建」の方針を守っていくと述べているものの、実際には一歩後退をして、政治公約

から政策理念に変質し、その上、六十年代以降は必ずしもこだわらないといった意向をほのめかしているのではありませんか。さらに、政府与党の渡辺幹事長代理の直間比率見直し論の言動などを見ておきますと、政府は着々と大型間接税導入に向けて伏線の手が打たれているのではないかと国民は心配をせざるを得ないのであります。

そこで、総理自身の口から明快に答えていただきたい。大型間接税の導入は昭和六十年代以降も行わない、「増税なき財政再建」の基本方針は昭和六十年代予算編成の過程においても堅持すると断言ができませんか。総理の答弁を求めるものであります。(拍手)

第二は、不公平税制の是正の問題についてであります。

税負担の公平を守ることは民主主義の根本の問題であります。それだけに、不公平税制の是正を断行することこそが来年度税制改正の柱になっていなければならぬと思うのであります。各種世論調査で明らかのように、今や国民の税に対する不公平感は大きな政治不信につながっております。ところが、政府の来年度税制改正案は、率直に言わしめていたくならぬ、政策目的を明確にしない単なる財政の帳じり合わせであり、増税は取りやすいところから取るといった無節操な雑駁なものとなっていると言つても過言ではありません。

例えは、所得税の中で、有価証券取引税についても、もともと積極的に見直しをすべきであつたと思つております。また、法人税につきましても、不況にあえいでいる中小零細企業の実情にかんがみまして、一部の税率アップを据え置くぐらいの配慮があつてもよかつたのではないで

しょうか。さらに、政府税調の答申の意向に沿って、退職給付引当金制度につきましても前向きに取り組んでもよかつたのではないでしようか。一方、パートタイム減税につきましても、総理は、働く女性に配慮すると国民に公約をしているところから見ましても、もっと重点的に取り組むべきで、せめて非課税限度額を百万円程度までに拡大すべきではなかつたかと思うのであります。

これらの点について、総理並びに大蔵大臣に御所見を伺うものであります。

第三は、景気浮揚策と増減税の問題についてであります。

「減税は景気浮揚に役立つ」という大蔵大臣の所見を伺うものであります。昨年九月九日、与野党幹事長・書記長会議における合意の内容であります。しかし、今年度の所得税、住民税合せて一兆一千八百億円の減税は、民間経済研究機関がマクロ計量モデルを使って経済効果を測定したところ、可処分所得を〇・六％増加させ、この可処分所得の増加が民間最終消費を〇・二％増加させることになるのであります。その反面、法人税の増税が民間設備投資を〇・一％とマイナスにし、輸出も〇・二％減少させることになるのであります。また、物品税、石油税、自動車税などの増税が消費者物価を〇・一％ほど上昇させるなどの結果、実質経済成長率を押し上げる減税の経済効果はゼロになると測定しているものであります。

これでは、明らかに与野党合意の内容に反するものであり、政府の言う景気浮揚に役立つための減税にはならないではあませんか。この点についての責任を総理はどのように考えておられるのか、御所見を伺いたいののであります。

また、景気に対する税制面からの経済効果について、経済企画庁長官はどのように見ておられるのか、率直な御見解を伺いたいののであります。最後に、臨調における「増税なき財政再建」の基本方針の重要な租税負担率の問題についてであります。

臨調は、全体としての租税負担率の上昇をもたらすような税制上の新たな措置をとらないとの立場を強調しております。しかしながら、既に「増税なき財政再建」の根幹である租税負担率の維持は完全に破られているのであります。来年度予算ベースでの租税負担率は二四・二％となつており、昭和五十八年度当初予算ベースの二三・七％はもとより、補正予算ベースの二三・九％をも上回っているものであります。昭和五十八年度補正予算ベースに比べて来年度の租税負担率が〇・三％上回っていることは、国民所得比でその金額を試

昭和五十九年二月二十四日 衆議院会議録第七号

法人税法の一部を改正する法律案外二の趣旨説明に対する官地正介君の質疑 法人税法の一部を改正する法律案外二

一七二

算すれば、何と七千七百十九億に相当するのであります。総理、この七千七百十九億は、政府の法人税の税率アップによる増税額四千三百億と酒税の増税額三千二百億の合計七千五百億とほぼ同額であります。

総理が臨調答申を守り租税負担率の維持を公約どおりに実行するのであれば、当然に七千億規模の増税は撤回すべきであります。あるいは減税の上乗せをすべきであります。その意味で、国民の期待である所得減税一兆円、住民税減税四千億、合計一兆四千億減税の実現に向けて、今こそ予算の修正をすべきであると強く要求するものであります。(拍手)総理の決断を促すものであります。以上をもちまして、私の質問を終わります。

(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 官地議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、所得減税について、国民は五十八年度の一兆円減税の実現を期待していた云々という点でございます。

今回の減税は、五十八年度につきましては千五百億、そして八十七億の大規模なものをまとめた行、その内容も税率構造の是正を含む本格的なものでございます。五十九年度予算におきましても、歳出の二五％は公債発行によって賄われるを得ない、こういう財政収支のアンバランス下におきまして、精いっぱい努力をいたしたものでございまして、臨調答申の線に沿いまして、租税の負担率をできるだけ変えない、新しい税目を起こさない、そういう原理は守ってきたつもりでございます。

大型間接税につきましては、これを導入する考えはございません。

次に、「増税なき財政再建」の基本方針を六十年予算編成でも守るかという御質問でございますが、「増税なき財政再建」の理念は、これを堅持してまいりつものであります。

次に、不公平税制の問題でございますが、この不公平税制、いわゆる租税特別措置につきましては

は、公平確保の観点からしばしばこれを見直してきていたところでございますが、将来におきまして必要の措置を講じているつもりでおります。次に、主婦のパート収入の問題について御質問がございました。

これは、現行制度の枠内で対処していくとの税制調査会の中期答申の考え方に沿ってやった次第でございます。現下の厳しい財政事情のもとにおきまして最大限の配慮を行い、八十八万円まで引き上げたという次第でございます。

次に、景気浮揚と減税の問題でございますが、今回、初年度一兆一千八百億に及ぶ大幅の減税を実行いたしました。この措置は、全般的に景気回復感が充満して拡大する中で、財政赤字が拡大することによる悪影響を排除しつつ、全体として好ましい影響を及ぼすものと考えております。この機会に、あるいは経済の機動的運営により、あるいは民間活力の活発化等によりまして、景気に弾みをつけている努力をいたす所存でございます。

次に、〇・三％の上昇の問題でございますが、この〇・三％に見合う七千億分につきましては、これとの関係において予算修正を行うべきであるという御質問でございます。

現在の五十九年度の租税負担率は、五十八年度補正後比べて〇・三％上昇していることは事実であります。これはほとんど税の自然増収によるものでございまして、臨調答申の「増税なき財政再建」には違反してないかと考えております。なお、予算修正を行う考えはございません。

〔国務大臣竹下登君登壇〕

○国務大臣(竹下登君) お答えいたします。

有価証券取引税の見直しの問題であります。これは、四十八年、五十三、五十六、最近約十年間に、税収の大宗を占める株券の税率をおおむね三倍強に引き上げたところでございまして、この結果、我が国有価証券取引税の税率は、主要諸外国と比較しても、イギリスを除き高い状況にあります。相応の水準に達しておると考えられます。この問題について、税調におきまして検

討が行われました。そして、「主要諸外国における税率水準、資本市場の動向、財政の状況等を勘案しつつ慎重に検討すべきである」とされたところであります。五十九年度において有価証券取引税の税率を引き上げるという結論には至らなかったということになっておるわけであります。

次は、不公平税制に対する中小企業等御意見を交えての御質問でございます。

この問題は、まず、所得減税を実施することによって財政をこれ以上悪化させないという見地から、必要かつやむを得ない措置として法人税率の引き上げを行いました。しかし、御趣旨の点に配慮し、中小企業には、今回の税率引き上げ幅が一・三ポイントでありまして、これにつきましては軽減税率というところで、引き上げ幅は一ポイントとどめたこととでございます。また、投資促進税制を新たに設けたということも、中小企業に対する配慮であります。

それから、退職給付引当金の御意見を交えた御質問でございます。

確かに御指摘のとおり、「現行の退職給付引当金の累積限度のあり方について引き続き見直しを行っていく必要がある」というように答申でも指摘されております。したがって、これからの検討を続けてまいり所存であります。

それから総理からもお答えのありましたいわゆるパート収入の非課税限度額の問題でございます。基本的にはお答えが合ったとおりでございます。このパート収入というものの難しさという問題は、まずパートとは何ぞやという定義の問題であります。

それから次は、パート収入に対し特別な控除を設けてはどうかという意見でございますが、これについては、常勤主婦その他の納税者と区別して、なぜパート主婦だけを特別扱いをするのか、こういう疑問が一方わいてくるわけであります。これに対する説明をどうするかという問題があります。それから、控除対象配偶者の所得限度額、この問題を引き上げてはどうだ、こういう御意見も当然ございますが、この問題につきましては、言ってみますならば、いわゆる控除対象配偶者が

控除を受けながら、一方またこれが納税者になるという矛盾もございまして、いろいろ難しい問題があるということをお断りいたします。

以上でお答えを終わります。(拍手)

〔国務大臣河本敏夫君登壇〕

○国務大臣(河本敏夫君) 先ほどの御質問は、今回の増減税が経済成長にどのような影響があるかというところでございますが、増税の部分はマイナスの影響がございまして、減税の部分はプラスの効果があると思っております。ただし、総合して考えました場合には、私は、プラスの効果になる、このように判断をいたしております。

しかし、それではどの程度かといまして、五十九年度のGNPが約三百兆、少し切れる数字でございますが、その見当の大きさと想定をしておりますから、その効果はそんなに大きなものではない、このように判断をしております。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) 和田一仁君。

〔和田一仁君登壇〕

○和田一仁君 私、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となっております所得税法等の一部を改正する法律案外二法案につきまして、総理並びに関係各大臣に質問いたします。

我が国経済は、最近ようやく景気回復の兆しが見られるに至っておりますけれども、しかし、貿易摩擦の激化、企業倒産の増加など多くの懸念すべき材料を抱えておられ、なお樂觀を許さない状況にあります。この三年間、景気は低迷を続け、実質成長率は三％台の低水準に推移してきたのであります。これは、政府が財政の景気調整機能を見失ってきた結果と断ざるを得ません。

すなわち政府は、この六年間本格的な所得減税を行わず、むしろ国民に実質的な増税を課してきたのみならず、五十六年度には約一兆四百億円の増税などを実施し、政府みずから景気の足を引っ張ってきたのであります。さらに政府は、公共事業費を当初予算で四年連続横ばいに抑制してまいりました。このような政府の政策運営の帰するところが経済、財政両面にわたる破綻でしか

政府の進めるこの経済運営では、速やかな内需主導型の景気回復や我が国経済が持つ実質５％程度の潜在成長力を引き出してくることは望むべくもありません。これらの消極的経済運営に伴う税

次に、利子配当課税制度についてお尋ねをいたします。

政府税調においては、総合課税を原則とし、一部に源泉分離課税制度を残すという現行の枠組みを維持しながら、総合課税の税率との関連に

また、我が党は、早急な積極経済政策の推進を必要とする立場から、大幅な投資減税の実施を求めてまいりました。今回の改正において、エネルギー利用効率化税制、またいわゆるメカトロ税制、さらにテクノ税制の改正が提案されましたことは、一つの前進として評価するものであります。

次に、「増税なき財政再建」と昭和六十五年度赤字国債脱却、これは両立するかという御質問でございますが、臨調答申を尊重いたしまして、その線に沿ひまして両立させるように努力してまいります。

昭和五十九年二月二十四日 衆議院會議録第七号

法人税法の一部を改正する法律案外二案の趣旨説明に対する和田一仁君の質疑

一七四

つもりであります。すなわち、臨調答申におきましてGNPに対する租税負担率を変えないという基本線を堅持しつつ、景気の拡大とかあるいは歳入歳入構造の見直しとか税外収入の確保とか、あるいはそのほかの諸般の政策を組み合わせて、両立するように努力してまいりたいと思っております。

次に、税率の引き上げについて、この二年間の経過後はどうするかという御質問でございますが、その際の経済動向、財政事情等も考慮して検討いたすべき問題であると考えています。

次に、臨調答申にある税負担の公平確保のための適切な税務行政体制について御質問をしていただきました。

申告納税制度の定着と課税の公平の一層の推進を図る見地から、所要の改正を提案したところでございます。執行面におきましても、税務調査の充実等各般の対策を推進して、合理的に調整してまいりたいと思っております。

次に、租税特別措置の整理合理化を一層推進するかという御尋ねでございますが、今後ともさらに持続的に努力してまいりたいと思っております。

国、地方を通じた税務行政の問題でございますが、昭和二十九年の国税庁と自治省との間の了解事項等に基づき、その推進に努力してまいっておりますが、さらに、五十七年七月の臨調答申にかんがみ、新たな了解事項を五十七年十二月に締結いたしました。さらに協力強化を行って、一層の効率化を図るよう努力してまいりたいと思っております。残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔国務大臣(竹下登) 登壇〕

○国務大臣(竹下登) 答えていたします。

まず第一は、所得税法等の改正について税率構造の見直しを今後行うか、こういうことでござい

ます。所得税は、国民の所得に直接負担を求めます税でありまして、今後とも税体系の基幹税たる役割を担うためには、国民の理解と信頼によって裏づけられることが必要であります。したがって、数年に一度は適宜その見直しを行う必要があ

るということを考えております。

中期答申におきまして、このたびは「所得水準の平準化の動向等にかんがみ、中堅所得階層の負担の緩和にも配慮しつつ、全体として、若干ならぬかな進捗構造とする方向で見直しを行うことが適当である。」とございまして、今回の改正においても、税率について所要の調整を行ってきたところであります。しかし、適宜見直しを行っていくことが適当であるという基本的考えは持っております。

それから次に、利子配当課税に対する御質疑でございます。

この問題は、グリーンカード制度の凍結期間との関係から、できればことし夏ごろまでに結論を得ることが望ましいというふうなことでございまして、今後とも税制調査会にお諮りして鋭意検討を進めていかねばならない課題だという認識をいたしております。

それから、パート減税、教育費減税、単身赴任者の交通費等の問題について、今日の社会生活の構造の変化に基づく立場からとらえての御質疑でございます。

パート問題につきましては、最大限の配慮をして適用限度額を八十八万円まで引き上げたところでございまして、ただ、この問題は、先ほども申し上げましたように、パートとはとあるいは扶養控除の問題でありますとか、いわゆる専業主婦等の問題でありますとか、非常に問題が複雑な点がございますので、これからいろいろ御意見を聞かしていただきたいと思います。

それから教育費減税の問題につきましては、いわゆる教育というものは今日いろいろな助成方式というところで行われておりますので、その助成方式というものを基本的に変更を加える、こういうことになりましただけに、軽々に結論を出し得ない問題であります。単身赴任者の自宅との往復等の問題でございますが、実態から見ても通勤手当と同事に論ずるといふのは適当ではないか、こういう議論が一方にございます。

それから退職給付引当金の見直しの問題につきましては、これはとにかく税調においても指摘を受けておるところでございまして、これからの検討を続けてまいりたいと考えております。その次に、投資減税についてでございます。この問題は、今日までいろいろ議論がございまして、が、このたびのいわゆる投資減税というのは、現状において精いっぱい措置であるというふうな御理解を賜りたいと思っております。

なお、国際競争力の維持とか技術革新への対応の見地からの法定耐用年数等に対する具体的な御意見を交えての御質問であります。

これは、やはり政策的観点からの見直しは法定耐用年数の考え方にはなじまない問題であると思っております。ただ、税調の中期答申にも「技術的進歩による陳腐化の状況に配慮しつつ資産の使用実態に応じ見直しを行うことは必要である」という言われております。今後とも見直しを行っていくつもりでございます。

それから、臨調答申の問題、租税特別措置の問題、国、地方を通じた税務行政の効率化の問題等につきましては、総理から詳しくお答えがございましたとおりであります。

以上で答えを終わります。(拍手)

〔国務大臣(河本敏夫) 登壇〕

○国務大臣(河本敏夫) 私に対する御質問は、予算委員会、昭和六十五年赤字国債の発行をゼロにするという財政再建は可能かということに對して可能であると言ったのは、その具体的な内容がどうか、こういう御尋ねでございますが、経済政策と財政が非常に密接な関係がある、いわば表裏一体の関係にあるという立場から若干申し上げますと、私は、オーソドックスな方法しかないのではないかと、こう思っております。

その第一は、歳出の徹底した合理化だと思っております。それから第二は、税体系の根本的な見直し、これが大きな課題だ、こう思います。それから第三は、景気を拡大いたしました、経済の活力を拡大いたしました、税の自然増収を積極的に図っていくということ、これが私は、第三の大きな課題でなからうか、こう思っておりますが、そ

の三つの中では、やはり特に第三の問題を大きく重視していく必要があるのではないかと、このように思っています。(拍手)

〔国務大臣(小此木三郎) 登壇〕

○国務大臣(小此木三郎) まず、中小企業向け投資減税についてでございますが、中小企業の設備投資の促進は、中小企業対策といたしましてまた景気対策といたしまして、まことに重要であります。

このため、今年度から講じてきている中小企業の設備投資促進措置に加え、厳しい財政事情のもとにはございますが、昭和五十九年度税制改正において、技術進歩の著しいメカトロ機器、電子計算機等の導入を促進することによりまして、中小企業の生産性の向上及び経営の合理化、近代化を図るとともに、中小企業の設備投資を促進させるため中小企業新技術投資促進税制、これを創設いたしました。

また、五十九年度において創設されましたエネルギー利用効率化等投資促進税制も相当部分は中小企業が利用の見込みでございます。

次に、生産設備の法定耐用年数の短縮に関する質問でございますが、法定耐用年数は現実の設備の使用期間の実態に基づいて客観的に設定されたものでございます。したがって、設備の使用実態を離れて法定耐用年数の一律短縮を行うことにつきましては、現行の減価償却制度の基本的枠組みに關連する問題でもありますので、慎重な検討が必要でございまして、以上でございます。(拍手)

○副議長(勝間田清一) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(勝間田清一) 本日は、これにて散会いたします。

午後五時十二分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣 中曾根康弘君  
大藏大臣 竹下 登君  
通商産業大臣 小此木三郎君  
國務大臣 河本 敏夫君  
國務大臣 藤波 孝生君  
出席政府委員  
大藏省主税局長 梅澤 節男君

○朗読を省略した議長の報告

(要求書受理)  
一、今二十四日、内閣から、人事官に内海倫君を任命したので、国家公務員法第五條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(政府委員退任)

一、去る二十二日、中曾根内閣總理大臣から福永議長あて、第一百一回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 年月日 官職名  
特許庁総務部長 小野 雅文 (退職) 昭五九・三・三

(政府委員承認)

一、去る二十二日、福永議長は、中曾根内閣總理大臣申し出の次の者を、第一百一回国会政府委員に任命することを承認した。

特許庁総務部長 小野 真魚

(政府委員任命)

一、去る二十二日、中曾根内閣總理大臣から福永議長あて、二十二日議長において承認した小野真魚を、同日第一百一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(理事互選)

一、去る二十二日、常任委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

文教委員会

理事

石橋 一弥君 大塚 雄司君

白川 勝彦君

佐藤 誼君

有島 重武君

農林水産委員会

理事

上草 義輝君

田名部匡省君

小川 国彦君

吉浦 忠治君

通信委員会

理事

加藤常太郎君

如 英次郎君

鈴木 強君

竹内 勝彦君

建設委員会

理事

亀井 静香君

桜井 新君

井上 泉君

新井 彬之君

懲罰委員会

理事

鈴木 善幸君

福田 一君

竹入 義勝君

内閣委員会

理事

池田 行彦君

深谷 隆司君

小川 仁一君

市川 雄一君

運輸委員会

理事

鹿野 道彦君

浜野 剛君

小林 恒人君

近江巳記夫君

船田 元君

馬場 昇君

中野 寛成君

衛生委員会

理事

衛藤征士郎君

玉沢徳一郎君

日野 市朗君

稲富 稔人君

戸井田三郎君

吹田 悦君

武部 文君

西村 章三君

北口 博君

中島 衛君

木岡 章君

小沢 貞孝君

二階堂 進君

田邊 誠君

久岡 章生君

三塚 博君

吉原 米治君

中村 正雄君

科学技術委員会

理事

小宮山重四郎君

平沼 赳夫君

大原 亨君

小川新一郎君

近藤 元次君

東家 嘉幸君

井上 一成君

貝沼 次郎君

白川 勝彦君

森下 元晴君

新村 勝雄君

神田 厚君

中川利三郎君

義輪 幸代君

矢野 明君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

笹山 登生君

与謝野 馨君

渡部 行雄君

吉田 之久君

白川 勝彦君

元晴君

勝雄君

厚君

中川利三郎君

義輪 幸代君

矢野 明君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

矢野 純也君

河野 正君

神田 厚君

中川利三郎君

福田 赳夫君

武藤 山治君

渡辺 朗君

義輪 幸代君

榎本 和平君

河野 正君

神田 厚君

中川利三郎君

福田 赳夫君

中村正三郎君

三浦 久君

中川利三郎君

三浦 久君

上村千一郎君

衛藤征士郎君

金子 一平君

田中 龍夫君

上村千一郎君

衛藤征士郎君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

武藤 山治君

渡辺 朗君

義輪 幸代君

榎本 和平君

河野 正君

神田 厚君

中川利三郎君

福田 赳夫君

中村正三郎君

三浦 久君

中川利三郎君

三浦 久君

上村千一郎君

衛藤征士郎君

金子 一平君

田中 龍夫君

上村千一郎君

衛藤征士郎君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

昭和五十九年二月二十四日 衆議院會議録第七号

朗読を省略した議長の報告

一七六

予算委員

辞任

補欠

|        |        |
|--------|--------|
| 金子 一平君 | 谷垣 禎一君 |
| 田中 龍夫君 | 尾身 幸次君 |
| 中平 弘毅君 | 石原健太郎君 |
| 小井 忠君  | 岡田 正勝君 |
| 浦井 洋君  | 小林 佳子君 |
| 石原健太郎君 | 辻 隆君   |
| 小林 佳子君 | 辻 第一君  |
| 尾身 幸次君 | 田中 龍夫君 |
| 小杉 隆君  | 山口 敏夫君 |
| 谷垣 禎一君 | 金子 一平君 |
| 岡田 正勝君 | 小平 忠君  |
| 辻 第一君  | 不破 哲三君 |

辞任

補欠

|        |        |
|--------|--------|
| 中川利三郎君 | 三浦 久君  |
| 三浦 久君  | 中川利三郎君 |

(議案提出)

一、去る二十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、地方運輸局及び海運監理部の設置に関し承認を求めるの件

一、昨二十三日、議員から提出した議案は次のとおりである。

議員田中角榮君の議員辞職勧告に関する決議案(松本善明君外二名提出)

(議案付託)

一、去る二十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務

する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

石油税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

以上三件 大蔵委員会 付託

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、地方運輸局及び海運監理部の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、承認第二号)

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

以上二件 建設委員会 付託

一、昨二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

議員田中角榮君の議員辞職勧告に関する決議案(松本善明君外二名提出、決議第一号)

議院運営委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

昭和五十八年度一般会計補正予算(第一号)

昭和五十八年度特別会計補正予算(特第一号)

地方交付税法の一部を改正する法律案

農業共済再保険特別会計における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求

求に対し、議長は去る二十二日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、文教行政の基本施策に関する事項

二、学校教育に関する事項

三、社会教育に関する事項

四、体育に関する事項

五、学術研究及び宗教に関する事項

六、国際文化交流に関する事項

七、文化財保護に関する事項

二、調査の目的

文教行政の実情を調査し、その対策を樹立し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十九年二月二十二日

衆議院議長 福永 健司殿

文教委員長 愛野興一郎

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、農林水産業の振興に関する事項

二、農林水産物に関する事項

三、農林水産金融に関する事項

四、農林漁業災害補償制度に関する事項

五、調査の目的

農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十九年二月二十二日

衆議院議長 福永 健司殿

農林水産委員長 阿部 文男

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通信行政に関する事項

二、郵政事業に関する事項

三、郵政監察に関する事項

四、電気通信に関する事項

五、電波監理及び放送に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十九年二月二十二日

衆議院議長 福永 健司殿

通信委員長 志賀 節

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、建設行政の基本施策に関する事項

二、都市計画に関する事項

三、河川に関する事項

四、道路に関する事項

五、住宅に関する事項

六、建築に関する事項

七、国土行政の基本施策に関する事項

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めめる。

昭和五十九年二月二十二日

建設委員長 浜田 幸一

衆議院議長 福永 健司殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨二十三日いづれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、行政機構並びにその運営に関する事項

二、恩給及び法制一般に関する事項

三、公務員の制度及び給与に関する事項

四、栄典に関する事項

二、調査の目的

国の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期する等のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めめる。

昭和五十九年二月二十三日

内閣委員長 片岡 清一

衆議院議長 福永 健司殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、陸運に関する事項

二、海運に関する事項

三、航空に関する事項

四、日本国有鉄道の経営に関する事項

五、港湾に関する事項

六、海上保安に関する事項

七、観光に関する事項

八、気象に関する事項

二、調査の目的

右各事項の实情並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めめる。

昭和五十九年二月二十三日

運輸委員長 福家 俊一

衆議院議長 福永 健司殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、科学技術振興の基本施策に関する事項

二、原子力の開発利用とその安全確保に関する事項

三、宇宙開発に関する事項

四、海洋開発に関する事項

五、生命科学に関する事項

六、新エネルギーの研究開発に関する事項

二、調査の目的

右各事項について实情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めめる。

昭和五十九年二月二十三日

科学技術委員長 大野 潔

衆議院議長 福永 健司殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、歳入歳出の状況に関する事項

二、国有財産の増減及び現況に関する事項

三、政府関係機関の経理に関する事項

四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項

五、国又は公社が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えてゐるものの会計に関する事項

二、調査の目的

決算の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めめる。

昭和五十九年二月二十三日

決算委員長 横山 利秋

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院議長 福永 健司殿

衆議院会議録第三号(中正誤)

|    |   |   |        |        |
|----|---|---|--------|--------|
| ペシ | 段 | 行 | 誤      | 正      |
| 三  | 二 | 三 | 社会活躍   | 社会的活躍  |
| 三  | 三 | 三 | 拍手が越こり | 拍手が起こり |
| 三  | 一 | 末 | 揺るぎない  | 揺るぎなき  |
| 三  | 三 | 五 | 朝鮮半島   | 朝鮮半島   |
| 三  | 二 | 三 | 諸国始め   | 諸国初め   |

昭和五十九年二月二十四日 衆議院會議録第七号

一七八

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号

大蔵省印刷局

電話 東京 五五二四三(大代)

〒 105

定価一部  
一〇円